

公益社団法人日本金属学会 までりあ賞規程

(規程の目的)

第1条 この法人の表彰・奨励事業のうち、までりあ賞に係る事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称及び内容)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会までりあ賞とする。

2 までりあ賞として、次の各号の賞を設ける。

(1) までりあ論文賞

(2) までりあ啓発・教育賞

3 賞の名称又は内容を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この賞の事業は、日本金属学会会報「までりあ」に論文又は記事を掲載して、金属及びその関連材料の学術及び科学技術の振興に顕著な貢献をした者に授賞することを目的とする。

(費用と収益)

第4条 この賞の費用は、この法人の表彰・奨励事業収益で賄う。

2 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。

3 前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。

4 前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第5条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第6条 この賞の事業は、理事会の決議により、までりあ賞選考委員会(以下委員会という)を設置して、運営する。

2 委員会の委員長は会報編集委員長がつとめる。

3 委員会の委員の構成及び委員の数並びに事業内容は、理事会で決議する。

4 委員は当該分野の専門家の中から選任する。

5 前項においてこの法人の会員以外も委員とすることができる。

6 この賞の応募者または推薦者と特別な関係がある者は、委員になることができない。

(委員会の業務の内容)

第7条 この賞に係る業務は次のものとする。

- (1) 募集に係る業務
- (2) 選考に係る業務
- (3) 授賞に係る業務
- (4) 結果の公表に係る業務

(募集)

第8条 この賞の応募要領は、この法人の会報及びホームページに掲載する。

- 2 応募は著者による自薦または会報編集委員による推薦あるいは正会員3名以上の連名とする。
- 3 同じ論文又は記事をまてりあ論文賞及びまてりあ啓発・教育賞に同時に応募することはできない。
- 4 内外の学会及び専門家の意見を参考にすることができる。
- 5 候補者は会員であることを要しない。
- 6 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第9条 この賞の選考は、第6条に定める委員会があたる。

- 2 選考の基準は、委員会の決議により、まてりあ賞規則に定める。
- 3 選考結果は、委員会が各種賞検討委員会に答申し、各種賞検討委員会の決議を経て理事会に答申する。
- 4 理事会で、授賞候補者を決定する。

(授賞)

第10条 この賞は、この法人の秋期講演大会の機会に授賞する。

- 2 授賞は賞状とする。
- 3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。
- 4 適当な候補者がいない場合は、その年度は授賞しない。
- 5 授賞者は会員であることを要しない。

(結果の公表)

第11条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

- 2 掲載事項は、受賞者名、所属、受賞対象及び受賞理由とする。賞の規程などにより受賞理由が明白な場合には受賞理由を掲載しないことができる。
- 3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(事業の終了)

第12条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第13条 この規程に疑義が生じた場合は、会報編集委員会及び各種賞検討委員会で協議する。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第15条 この規程の運用に必要な事項は、関係委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成22年12月6日 制定、施行(第866回理事会決議)
2. 平成23年2月1日 一部改訂(第867回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
3. 平成25年3月1日 一部改訂(第884回理事会決議) 法人名称変更他
4. 平成25年12月12日 一部改訂(第890回理事会決議) 事業の目的の条文の改訂